

第1部 生物多様性とくしま戦略策定の背景

第1章 国際的な動向

1. 生物多様性条約

生物多様性の問題に対して、国際的には、1992年ブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（UNCED、通称「地球サミット」）に合わせ、生物多様性条約に加盟するための署名が開始されました。条約は、その後1993年に発効し、2017年段階でアメリカ合衆国を除く全ての国連加盟国及びEUなど196団体が締結しています。日本は、1993年に本条約を締結しました。

条約では、「生物多様性の保全」及び「生物多様性の構成要素の持続可能な利用」、「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」を目的として掲げており、本条約の下で様々な取り組みが進められています。

2010年10月に、愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、条約の3つの目的の1つの「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」に関して「名古屋議定書」が採択され、日本では、国会承認を経て2017年8月に効力が生じています。また、同会議では、「2050年までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し、全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される」という長期目標を掲げるとともに、「生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」として、2020年までの戦略目標20項目を示した「愛知目標」も採択されました。

2012年10月には、インドのハイデラバードで生物多様性条約第11回締約国会議（COP11）が開催され、「愛知目標」の達成に向け、生物多様性に関連のある他の条約や関係機関等と協力しながら取り組みを強化していくことが合意されました。また、2013年11月、第37回ユネスコ総会において、「国連ESDの10年」（2005～2014年）の後継プログラムとして、「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」が採択され、2014年第69回国連総会で承認されました。

愛知目標の後継となる、2030年を目標年次とした「ポスト2020生物多様性枠組」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、検討に遅れが生じていましたが、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）の第1部が2021年10月に中国・昆明市で、第2部が2022年12月にカナダ・モントリオールで開催され、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」として採択されました。

昆明・モントリオール生物多様性枠組では、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」のための新たな世界目標（2030年までに緊急に取るべき行動として23項目）が設定されています。

その中の一つが、2030年までに陸域・内陸水域と沿岸域・海域のそれぞれ30%以上を健

全な生態系として効果的に保全しようとする目標（30by30）であり、保護地域に加えて「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（Other effective area-based conservation measures）・OECM）」を効果的に保全・管理することが求められています。

また、2030年ネイチャーポジティブの実現に向けて、企業が自社の事業活動が環境に及ぼす影響や依存度に関して情報開示を求める動きが加速しています。2021年6月には、各国の大手事業会社や金融機関を中心とした企業・機関・団体等が参加する国際組織「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD：Taskforce on Nature-related Financial Disclosures）」が、自然資本や生物多様性に関する企業のリスク管理と情報開示の枠組みを構築するために設立されました。今後、ESGへの配慮やSDGsを意識した経営による具体的な実践の拡大、それらへ取り組む企業への投資拡大、ネイチャーポジティブ実践企業の企業価値の向上等が見込まれています。

2. 気候変動枠組条約

2015年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）では、世界共通の長期目標として「世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」ことや、主要排出国を含む全ての国の温室効果ガス排出量削減目標の設定などを定めた「パリ協定」が採択されました。日本は、2016年にパリ協定を批准しています。「パリ協定」は、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための「京都議定書」に代わる新たな国際的枠組みであり、また、緩和策のみならず適応策についても具体的に言及されています。歴史上初めて気候変動枠組条約に加盟する全ての国の下で、合意に至りました。

更に、2021年10月に開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、「グラスゴー気候合意」として、気候変動対策の基準を事実上1.5℃を目標とすることが明記されたほか、締結国に対し、今世紀半ばの「カーボンニュートラル」や、2030年に向けた野心的な気候変動対策を行うことなど、パリ協定の実施に向けた具体的なルールが定められました。

第2章 国内的な動向

1. 生物多様性国家戦略

生物多様性条約では、第6条において、各国政府が生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とした国家戦略を策定することを求めています。これを受けて、日本においても1995年10月に生物多様性国家戦略を策定し、その後、2002年3月に国家戦略を包括的に見直した新・生物多様性国家戦略を策定、さらに、国内外の状況変化に対応し、2007年11月には第3次生物多様性国家戦略を策定しました。

また、2008年5月には、生物多様性基本法が制定され、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本原則、各主体の責務、国の基本的施策等について定められました。生物多様性基本法では、地方公共団体の責務として、地域レベルでの生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画の策定の必要性も明示され、2010年3月に「生物多様性国家戦略2010」が策定されました。

同年10月に開催された、生物多様性条約第10回締約会議（COP10）では、2011年から2020年までの「都市と地方自治体の生物多様性に関する行動計画」が承認されましたが、この行動計画では、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるにあたっての地方自治体の役割や「生物多様性地域戦略」の策定など地方自治体に求める行動が示されています。

このCOP10の成果を受けて2012年に改定された「生物多様性国家戦略2012-2020」では、生物多様性地域戦略の策定に向けた指針を具体的に示し、住民からのボトムアップ型の取り組みを促進するものとなっています。この戦略は、「愛知目標」の達成に向けた日本のロードマップとしての役割を担うとともに、地域における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画である「生物多様性地域戦略」の策定や見直しの指針となるものでした。

そして、2023年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」は、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した新たな国家戦略です。2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）を目指し、生物多様性・自然資本（＝地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹）を守り、活用するための戦略として策定されました。

この戦略は、2030年までに、陸と海のそれぞれ30%以上を健全な生態系として効果的に保全又は保護することを目指す「30by30目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動を、全ての国民と実行していくための戦略と行動計画を具体的に示すものです。

新たな国家戦略には、行動目標の一つとして地域戦略に係る目標が位置付けられたほか、実施に当たっての7つの基本的な考え方に、「地域性の尊重と地域の主体性」が掲げられ、地域戦略の策定が持続的かつ魅力的な地域づくりを推進するとされるなど、地方公共団体と地域戦略への期待が随所に盛り込まれています。

生物多様性国家戦略2023-2030の構成（1/2）

本戦略の背景

- ・ **世界的潮流** 地球の持続可能性の土台、人間の安全保障の根幹としての**自然資本**
生物多様性損失と気候危機への統合的対応、コロナ危機の要因、社会の根本的変革
- ・ **位置づけ・役割** 自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実行していくための戦略と行動計画

第1部：戦略

第1章 生物多様性・生態系サービスの現状と課題

第1節 世界の現状と動向

- ・ **損失の直接要因**（土地利用変化、採取、気候変動、汚染、外来種）とその背景にある**間接要因**（社会経済活動）、気候変動・食料生産・新興感染症・海洋環境における**健全な生態系の確保・回復と自然を活用した解決策**による**統合的解決**、**自然資本管理・生物多様性保全のビジネス化**等

第2節 我が国の現状と動向

- ・ 我が国の**生物多様性の現状と将来予測**、**4つの危機**（開発等、働きかけ縮小、外来種・汚染、気候変動）
- ・ **根本要因として社会経済に生物多様性が主流化されていない状況**

第3節 生物多様性国家戦略で取り組むべき課題

- ・ ①世界目標への対応、②世界と日本のつながりの中での課題、③国内での課題
- ・ 国家戦略で取り組むべき**5つの具体的課題**、その対処において**重要な考え方**の解説

第2章 本戦略の目指す姿（2050年以降）

第1節 自然共生社会の理念

- ・ 「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

第2節 目指すべき自然共生社会像（長期目標としての2050年ビジョン）

- ・ **2050年ビジョン**「『2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、全ての人々にとって不可欠な利益がもたらされる』**自然と共生する社会**」
- ・ **2050年ビジョンの下での社会像**

第3章 2030年に向けた目標

第1節 2050年ビジョンの達成に向けた短期目標（2030年ミッション）

- ・ **ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現**：
自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる

第2節 五つの基本戦略と個別目標

- ・ **5つの基本戦略**
 - ①生態系の健全性の回復：場の保全・再生（30by30目標等）、利用・管理における負荷軽減、野生生物保全
 - ②自然を活用した社会課題の解決：
地域づくり、NbSによる気候変動対策とのシナジー最大化・トレードオフ最小化、鳥獣管理
 - ③ネイチャーポジティブ経済の実現：リスクや機会の評価、目標設定、情報開示、ファイナンス
 - ④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）：
理解増進、人材育成、消費活動における行動変容、保全行動の促進
 - ⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進：情報基盤整備、空間計画、国際連携
- ・ **基本戦略ごとに設定する2030年における目標**：
状態目標（あるべき姿）、**行動目標**（なすべき行動）
※各状態目標・行動目標は、我が国の状況及び昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえて設定

第4章 本戦略を効果的に実施するための基盤・仕組み

第1節 実施に向けた基本的考え方

- ・ **7つの考え方**（①科学的な認識と予防的／順応的な取組、②わかりやすさの重視、③地域性の尊重と地域の主体性、④生態系のつながりを意識した取組、⑤長期的な視点に立った取組、⑥社会課題の統合的解決への積極的活用とランドスケープアプローチ、⑦多様な主体の連携・協働の促進）

第2節 進捗状況の評価及び点検

- ・ **国際枠組のレビューメカニズムへの対応**、基本的に**2年に1度**の点検

第3節 多様な主体による取組の進捗状況の把握のための仕組み

第4節 各主体に期待される役割と連携

- ①国、②地方公共団体、③事業者、④研究機関・研究者・学術団体、⑤教育機関（学校、博物館等）、⑥民間団体（NGO・NPO等）、⑦国民

生物多様性国家戦略2023-2030の構成 (2/2)

第2部：行動計画

<作成方針等>

- ・ **5つの基本戦略**の下での**行動目標**ごとに関係府省庁の**関連する具体的施策**を網羅的に記載
- ・ **行動目標**ごとに**現状や求められる対策などの基本的考え方**を示した上で、関連施策を記載
- ・ 可能なものは**施策に係る指標の現状や数値目標**を示した
- ・ 関連施策のうち、重点的に取り組む新規施策や野心的な目標を設定し強化・拡充する施策等を**重点施策**と位置づけ
- ・ 生物多様性をめぐる今後の国内外の状況変化や各施策の進捗状況を踏まえつつ、必要に応じて拡充・強化を図る

第1章 生態系の健全性の回復

- 1-1 陸域及び海域の30%以上を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する
- 1-2 土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する
- 1-3 汚染の削減（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする）や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減（侵略的外来種の定着率を50%削減等）に資する施策を実施する
- 1-4 気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する
- 1-5 希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める
- 1-6 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する

第2章 自然を活用した社会課題の解決

- 2-1 生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する
- 2-2 森・里・川・海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する
- 2-3 気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める
- 2-4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する
- 2-5 野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する

第3章 ネイチャーポジティブ経済の実現

- 3-1 企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する
- 3-2 生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める
- 3-3 遺伝資源の利用に伴うABSを実施する
- 3-4 みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量（リスク換算）の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる

第4章 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）

- 4-1 学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する
- 4-2 日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる
- 4-3 国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す
- 4-4 食料口スの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示する
- 4-5 伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する

第5章 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

- 5-1 生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する
- 5-2 効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供を行う
- 5-3 生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画の下で統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する
- 5-4 生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しの検討を含め、資源動員の強化に向けた取組を行う
- 5-5 我が国の知見を活かした国際協力を進める

附属書：30by30 ロードマップと本戦略の背景にある基礎的情報

- ・ **30by30ロードマップ**
- ・ 生物多様性や生態系サービスの重要性の解説
- ・ 自然共生社会における国土のグランドデザイン

2. 国土形成計画、社会資本整備重点計画

2023年7月に「第三次国土形成計画(全国計画)の変更」が閣議決定されましたが、これは、「時代の重大な岐路に立つ国土」として、人口減少等の加速による地方の危機や、巨大災害リスクの切迫、気候危機、国際情勢を始めとした直面する課題に対する危機感を共有し、こうした難局を乗り越えるため、総合的かつ長期的な国土づくりの方向性を定めるもので、分野別施策の基本的方向の一つに「環境保全及び景観形成」として、生物多様性の確保及び自然環境の保全・再生・活用などが示されています。

また、2021年7月に閣議決定された「第五次社会資本整備重点計画」では、重点目標の一つである「インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上」の重点施策の中に、「グリーンインフラの取組の推進」や「生物多様性に配慮した都市づくり」などが盛り込まれています。

3. 瀬戸内海環境保全特別措置法

2021年6月の「瀬戸内海環境保全特別措置法」の一部改正を受け、2022年2月には、同法に基づき策定された「瀬戸内海環境保全基本計画」の変更が閣議決定され、各地域が主体となった、地域の実情に応じた、きめ細やかな栄養塩類の管理や藻場・干潟等の保全・再生・創出といった「里海づくり」の推奨や、気候変動や海洋プラスチックごみといった課題については、個々の地域での取組に加え、「内陸域も含む瀬戸内海地域全体で連携した取組」を促進することなどが盛り込まれています。

4. 気候変動対策に関する法律

2016年5月、「パリ協定」の採択を受け、日本としての責務を果たすために、温室効果ガスの排出の抑制等のための普及啓発の推進及び国際協力に関する事項を追加するなどした「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（以下「地球温暖化対策推進法」とする）」が施行され、2018年6月には「気候変動適応法」も成立し、地球温暖化対策推進法には位置づけられていない、気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策が法的に初めて位置づけられ、これを推進するための措置を講ずるものとされました。

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「2050カーボンニュートラル」を宣言しました。これに伴い、2021年6月にはカーボンニュートラル実現に向け、化石燃料中心の産業構造や社会、経済を大きく変革し、成長に繋げていくための政策「グリーン成長戦略」を策定しました。

また、2022年4月には「地球温暖化対策推進法」の改正により、「パリ協定」の目標や「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付けたほか、地方創生に繋がる再生可能エネルギー導入促進を図るため、市町村が地球温暖化対策の実行計画（区域施策編）を定めることや、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化促進事業を展開するための促進区域の設定等が、努力義務として規定されました。

更に、2023年5月には、脱炭素化を目指すための技術開発への投資支援などを盛り込んだ「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）」が成立しました。

第3章 徳島県の動向

1. 県環境基本条例及び県希少野生生物の保護及び継承に関する条例

県は、1999年に「徳島県環境基本条例」を制定し、県、市町村、事業者及び県民のパートナーシップのもと、「人と自然とが共生する住みやすい徳島」の実現に努めています。

また、環境配慮の具体化を支援するための技術的な手引き書として「徳島県公共工事環境配慮指針」を策定し、2001年からは、県民、事業者及び行政など、各主体が協力して、身近な自然環境の保全、復元及び創出の取り組みをさらに広げていくために、「ふるさと自然ネットワーク構築事業」を始めました。

この事業の一環として、2002年には、様々な生物の生息・生育空間を意味する「ビオトープ」の保全、復元及び創出の方針と方法を示すため、「とくしまビオトープ・プラン」を策定し、各種計画の見直しや新規計画の策定時には、本計画の内容を反映して計画相互の整合を図ることとしています。一方、1995年から調査してきた県内の希少な野生動植物の生息・生育状況を取りまとめ、2001年に「徳島県の絶滅のおそれのある野生生物（徳島県版レッドデータブック）」（以下「徳島県版RDB2001」という。）を刊行しました。この成果をもとに、県内の希少な野生動植物を保護するため、2008年9月には、「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」を施行するとともに、県内で初めての希少野生生物保護区として「旭ヶ丸希少野生生物保護区」を設けました。

2. 生物多様性とくしま戦略

こうした取り組みを行っていく中で、2010年5月に、県は「生物多様性シンポジウム」を開催し、「生物多様性とくしま戦略」を県民とともに策定することを知事が表明しました。そして、6月には、「生物多様性とくしま戦略」の策定及びその推進支援を目的とする「生物多様性とくしま会議」が県内18の環境団体の連携により組織され、2011年6月には、同会議から知事に対し、生物多様性基本法第13条に規定する「生物多様性地域戦略」の策定のあり方などを内容とした提案書が提出されました。その後、同年8月から10月の間に、「生物多様性とくしま会議」との協働により、県内9か所で「生物多様性とくしま戦略タウンミーティング」を延べ10回開催し、延べ326名の県民から、保全・利活用したい生物とそれらの生息・生育地に係る課題、生物資源の確保・維持管理・活用に関する文化的要素の継承に係る課題、情報に係る課題、人材育成及び啓発に係る課題、制度及び仕組みに係る課題、社会目標や価値認識に係る課題等、計5,351の課題を抽出しました。

2011年8月、県は、徳島県環境審議会に「徳島県生物多様性地域戦略」の策定について諮問し、徳島県環境審議会自然環境部会に「徳島県生物多様性地域戦略検討小委員会（以下、小委員会）」を設置して具体的な検討を行うこととしました。小委員会では、「徳島県希少野生生物保護検討委員会」を構成する委員の協力の下、県内の生物多様性や生態系の現状及び課題が整理されました。また、事業者や庁内関係部局へのアンケート調査を実施し、生物多様性を主流化する上での課題を整理し、検討を行いました。

生物多様性の守りびとと市民宣言

いっぱいあるでえ 守るもん

豊かな風土に恵まれた徳島には、生きものがいっぱいいて、つながりあい、生命（いのち）の循環をつくりあげています。私たちの暮らし、伝統、文化、産業はすべて多様な生きものに支えられています。

私たちは、この生物多様性に富みあふれた徳島を次世代につなぐため、一人ひとりが守りびととして行動していきます。

2013年5月20日 生物多様性とくしま会議

守りびとアクション

1. 五感のすべてを働かせ「見ます・知ります・親しみます」
 - ・山や川や海に出かけて遊びます
 - ・とくしまでとれる自然の恵みをいただきます、使います、育てます
 - ・講習会や観察会に参加します
2. 知ったこと・感じたことを「伝えます」
 - ・家族に、友人に、職場の人に、たくさんの人に伝えます
 - ・学校での環境教育を応援します。企業が行う生物多様性の保全活動を支援します
 - ・観察会や市民が参加する調査等を開催し、伝える場をつくります
3. 過去から未来へつなぐために「守ります」
 - ・すべての生命と、そのつながりを守ります
 - ・豊かな森や川、広がる空と海が織りなす風景を守ります
 - ・地域に根ざす歴史や文化、伝統を守ります

生物多様性とくしま会議は、県内22の市民団体が、生物多様性の保護・保全・再生を目的として集い、生物多様性とくしま戦略策定について提案・支援し、策定後の推進を担い、戦略を見直し、発展的に活動を展開していく市民連携組織です。

生物多様性とくしま会議が決議した「生物多様性の守りびと 市民宣言」

こうした「生物多様性とくしま戦略」の策定作業に並行して、2012年8月には、関西の企業、博物館ネットワーク、生物多様性とくしま会議、徳島大学環境防災研究センター等とともに「生物多様性協働フォーラム」を、2013年1月には、生物多様性とくしま会議、徳島大学環境防災研究センターとともに「徳島・生物多様性博覧会」を開催し、広く県民へ生物多様性の重要性を啓発しました。

徳島県は、こうした過程を経て「生物多様性とくしま戦略」を2013年10月に策定し、公表しました。

その後、2018年10月には、5年間の実績を踏まえた上で、国連加盟国の共通目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方も盛り込み、「生物多様性とくしま戦略2018-2023」を策定・公表しました。

3. 気候変動対策関連条例

県は、2017年1月に「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（愛称：すだちくん未来の地球条例）」を施行し、温室効果ガスの排出抑制等を図る「緩和策」と気候変動の影響に適切に対応するための「適応策」を両輪とする気候変動対策を推進するため、2020年3月に「徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）」を、翌2021年3月には「徳島県気候変動対策推進計画（適応編）」を策定しました。

また、2019年10月には、国に先駆けて「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、その達成に向け、「2030年度温室効果ガス50%削減（2013年度比）」を目標として設定しました。この目標達成を確実なものとするため、「徳島県版・脱炭素ロードマップ」を策定し、脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策を推進しています。

さらに脱炭素施策をより一層加速させるため、これらをはじめとした脱炭素に関連する5計画を統合し、新たに「徳島県GX推進計画」を2024年3月に策定しました。

4. 生物多様性戦略改定への動き

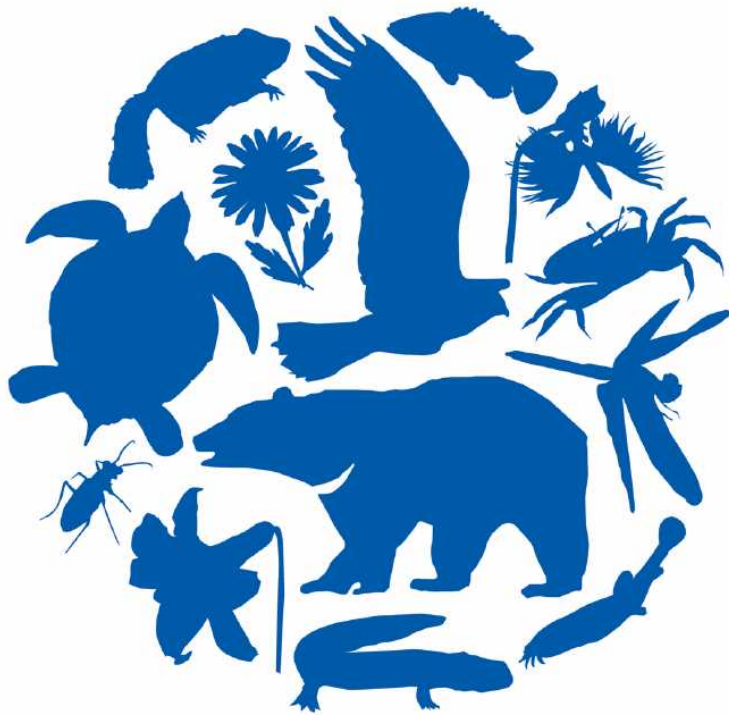
徳島県では、「生物多様性とくしま戦略」が策定されて以降、気候変動対策の推進や消費行動の変革に係る活動の推進など、全国に先駆けた積極的な取組を展開しています。今回の「生物多様性とくしま戦略」の改定は、この戦略をこうした動きと連動させ、より大きな枠組みの中に位置づけようとするものです。

そのため、県は、2023年1月に、「生物多様性とくしま戦略2018-2023」の改定について、徳島県環境審議会に諮問し、その意見を求めました。その後、同審議会では、自然環境部会に「生物多様性とくしま戦略検討小委員会」を設置し、2023年3月、7月、9月、11月及び2024年2月に同小委員会を開催して、戦略全般あるいは行動計画毎に進捗評価を行った上で、戦略改定に係る具体の検討を行いました。

なお、戦略の見直し及び改定の必要性については、「生物多様性とくしま会議」からも提案がありました。



「生物多様性とくしま戦略検討小委員会」



「生物多様性とくしま会議」によって作成されたロゴ。徳島県版レッドデータブックの絶滅危惧生物をモチーフとし、自然界・生物界に危機をもたらしていることに対する警鐘と、共存への想いが込められています。

第4章 徳島県の将来像

2011年に開催されたタウンミーティング等をとおして、川・海・汽水域地域、まち・里地域、里山・奥山地域の自然と、県民との関わり方に関する将来像が、以下のように示されています。

1. 川・海・汽水域地域

- 吉野川や那賀川をはじめとする河口干潟では、ヨシが繁茂し、シオマネキに代表される汽水域特有の希少生物やゴカイなどの鳥類の餌となる生物が豊富に生息し、渡り鳥が中継地として利用する重要な場所になっています。
- 沖積平野を流れる川やその周辺の水田などの水辺では、サギ類や水鳥が昆虫やカエル、小魚等を食べるために飛来します。砂浜ではアカウミガメが上陸・産卵し、仔ガメがふ化します。県南の浅海域では、サンゴが健全に生息しています。
- 川・水田・汽水域・沿岸域・海洋間の連続性や水辺のエコトーンが確保され、アユ、ウナギ、サツキマス、モクズガニ、テナガエビなどの生物が行き来しています。
- ヤマトシジミ、スジアオノリ、シラスウナギ、シロウオ、タイ、ワカメ、ハモ、タチウオ、エビ類、イカ類など徳島の川、汽水域、海の恵みが豊富に採れ、地産地消を通じて県民が海の守り人である漁業者を支えています。このような漁業が生業として持続できるよう自然環境が維持され、次世代に自然の恵みが引き継がれています。
- 水辺には、潮干狩りなどで遊ぶ子どもたちや散策している人々の笑い声が聞こえるなど、人と生きものが共に暮らす調和した風景が見られます。
- 海岸線には、防風林や防潮林が連続し、防災と生物多様性の保全との調和がとれた状態が維持されています。



シオマネキ

2. まち・里地域

- 自然に起因する習わしが暮らしに生きており、地域での伝統的祭りが継承されています。

- 自然素材を使った家づくりやものづくりが行われ、地域で育てられた食材が旬の時期に食べられています。
- 太陽光や風力などの再生可能エネルギーが使われ、雨水の有効活用や生ごみの肥料としての利用が行われています。
- まちには生垣が復活し、緑豊かな街路樹の街並みが増え、身近な緑にあふれています。
- すべての保育園・幼稚園・小学校等には学校ビオトープがあり、地域には日常的に触れ合うことが出来る豊かな自然があって、子どもたちが身近な自然で遊んでいます。
- 常緑広葉樹の防災林によるグリーンベルトが連続し、火災・津波・洪水などの自然災害から守られています。
- 里地では自然と共生しながら、継続的に農業が維持されています。
- 自然に負荷を与えない農業が続くことで、川から田んぼにドジョウがのぼり、多種多様なトンボが飛び交っています。それらの生きものを狙ってサギやコウノトリが飛来し、冬場にナベヅル等が越冬しています。
- 地元で採れた野菜やニホンジカ・イノシシなどのジビエを食べることができる農家レストランがたくさんあり、地域の特性を活かしたおもてなしを求めて全国から多くの人々が訪れています。



カワバタモロコ

3. 奥山・里山地域

<森林全体>

- 森林からの水資源が豊かで貴重であることが、県民に広く理解されています。
- 森林が川・海・里の生態系を支えるとともに、森林から供給される水資源をはじめとした自然サービスが、それぞれの地域において、持続可能なかたちで利用されています。
- 森林資源の循環利用を通じ人と野生の動植物が共存・共栄しています。
- 人工林は地域の実情に応じた生産方法により、複層林や針広混交林が存在しています。また、林業の条件不利地においては、育成天然林への転換が図られています。

<奥山>

- 野生動物がヒトと距離を保ちながら安心して生活するための森林資源が保護されてお

り、ツキノワグマが生息する豊かな生態系が維持されています。

- 生態系バランスのなかでニホンジカは適正な頭数で維持され、ニホンカモシカは生息場所を奥山に戻してニホンジカと共存しています。
- 奥山の自然植生が天然更新によって維持され、ニホンジカなどの野生生物による過度な食害や登山者によるオーバーユース・盗掘などの問題が無くなっています。



ニホンカモシカ

<里山>

- 伝統的で自然資源を活用した生業が続けられています。
- 山の資源を利用した豊かな生活が保障されています。
- 山の人の知恵で自然が守られている状態にあり、経済活動のなかで、里山から生じた農林産物や加工品、景観やレクリエーションなどの生態系サービスは、資本として山に帰ってくる循環が保たれています。
- お金と自然をつなぐ仕組みが上手に機能していて、それぞれの地域で自然資源を使うことができ、またその自然資源を維持できる仕組みができています。
- 過去に豊かな山間地農業を営んできた伝統文化を引継ぎ、自然を有効活用しています。例えば、明るい森ではいろいろな木や草の花が咲き、ミツバチ養蜂ができています。また、例えば祖谷そばが栽培し続けられる状態であり、山の自然を使い続けられる状態です。自然に近い農業・林業が行われることで野生動物・昆虫が生息しています。